

## 産業連関表の概要について(平成12年表から変更箇所には「変更あり」と表示)

### 1. 作成の目的

県経済の構造の現状を明らかにするとともに、行政諸施策の立案、県経済の分析等に用いる基礎資料とするため。

今回、平成12年島根県産業連関表をもとに平成15年延長表を作成した。これにより、より直近の島根県内で生産された財・サービスの産業間の取引関係や、各産業の生産と最終需要の関係を明らかにする。

### 2. 作成の方法

(1)平成12年島根県産業連関表をベースに、各種統計資料により平成15年島根県生産額を推計する。

(2)平成12年島根県産業連関表、平成12年産業連関表(総務省)、平成15年簡易延長産業連関表(経済産業省)をもとに中間投入額、中間需要額を推計する。

(3)同様に粗付加価値額及び最終需要額を推計する。

(4)最後に投入、産出のバランス調整を行い、完成させる。

### 3. 産業連関表の基本構造

#### (1)対象期間

平成15暦年(2003暦年)。平成15年1月～12月である。

#### (2)対象範囲

島根県内におけるすべての財・サービスの生産活動及び取引である。

#### (3)表の形式

競争移輸入型とする。

ア、「競争移輸入型」と「非競争移輸入型」

「競争移輸入型」とは、移輸入品と県内産品を区別せずに取り扱う方式である。

一方、「非競争移輸入型」とは、移輸入品と県内産品を区別して記録する方式である。

#### (4)記録時点

原則として「発生主義」とする。

ア、「発生主義」と「現金主義」

「発生主義」とは、生産及び取引が実際に発生した時点を記録するもの。

一方、「現金主義」とは、所得の受取や支払が実際に行われた時点を記録するもの。

#### (5)価格評価

実際価格による生産者価格評価とする。

ア、「実際価格」と「統一価格」

「実際価格」とは、個々の取引を各取引ごとの実際の価格で評価する方法である。

一方、「統一価格」とは、同一の財については実際の取引価格のいかんを問わず均一の価格で評価する方法である。

イ、「生産者価格評価」と「購入者価格評価」

生産者価格と購入者価格の違いは、個々の取引に流通経費(商業マージン、県内貨物運賃)を含むか含まないかである。

「生産者価格評価」では、個々の取引を流通経費を含まない生産者の「出荷価格」で記録し、流通経費は購入部門(列)と商業及び運輸業(行)の交点に一括計上する。

一方、「購入者価格評価」では、流通経費を個々の取引に含めて計上する。

\* 購入者価格 = 生産者価格 + 商業マージン + 県内貨物運賃

#### (6)消費税の取扱い

「グロス表示」とする。

「グロス表示」とは、実際の取引額に基づき、そのまま税額を含めた表示である。

## (7)部門分類

部門分類は平成12年島根県産業連関表を基本としているが、以下のとおり一部変更している。

### ア、内生部門の分類

	平成12年表	平成15年延長表	
(公表)			
↓			
統合小分類	188(列) × 188(行)	186(列) × 186(行)	* 変更あり
統合中分類	93(列) × 93(行)	93(列) × 93(行)	* 変更あり
統合大分類	34(列) × 34(行)	34(列) × 34(行)	
産業大分類	13(列) × 13(行)	13(列) × 13(行)	

\* 自家輸送の特掲は行わない。従って、小分類188部門では、自家輸送(旅客自動車)及び自家輸送(貨物自動車)が減り186部門になる。中分類93部門でも自家輸送が減るが、商業を2分割して「卸売」と「小売」にするため、全体での増減はない。

産業連関表の部門分類は原則として財・サービスを生産する「生産活動単位」によって行う。「事業所・企業統計」「工業統計」等では、事業所を単位として分類され、同一事業所内で二つ以上の活動が行われている場合には、その主たる活動によって格付けされるが、産業連関表の部門分類では、それぞれの生産活動を分けて分類する。いわゆるアクティビティベースの分類であり、商品分類に近い概念である。

### イ、外生部門の分類

\* 平成12年表からの変更はない。

## (8)特殊な取扱い

### ア、商業部門及び運輸部門の取扱い

取引基本表は取引実態を記録するものであるが、現実の取引活動は、通常、商業及び運輸部門を経由して行われるものが大部分である。もし、これを取引の流れに従って忠実に記録しようとするれば、部門間の取引関係は非常に分かりにくいものとなる。

よって、産業連関表では、商業、運輸部門を経由することなく部門間の直接取引が行われたように記述し、商業マージン及び貨物運賃を購入者側の部門(列)と商業及び運輸(行)の交点にそれぞれ一括計上する。

## (9)付帯表

### ア、雇用創出効果を求める際使用する「雇用表」とは。

各部門の生産活動に従事する従業員数について、個人事業主、家族従業者、有給役員、雇用者(常用雇用者及び臨時・日雇雇用者)に分けて表示した表である。

今回の分析ツールでは、各部門毎に(有給役員+雇用者)数を県内生産額で割って求めた労働力係数を使用。平成12年表で作成した表をそのまま使用している。

## (10)その他

上記の変更ありの箇所以外は、「平成12年島根県産業連関表」に準拠